

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

スポーツクライミング公認ルートセッター規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）は、スポーツクライミングの普及並びに競技会レベルの維持及び安全性の確保のため、スポーツクライミング公認ルートセッター規程を定める。

(資格・任務)

第2条 本協会が公認するスポーツクライミングルートセッター（以下「公認ルートセッター」という。）は、スポーツクライミングで使用する人工壁に、クライミングルートを設定する上で必要な知識、技術、経験を有すると本協会が認定した者とする。

2 公認ルートセッターは、初回登録年度内に18歳に達しなければならない。

(種類)

第3条 公認ルートセッター資格の認定については、第5条に定める。

2 公認ルートセッターは、本協会が主催、共催、主管若しくは公認するスポーツクライミング競技会（以下、単に「競技会」という。）のルートセットを行うことができる。

3 公認ルートセッターのうち、競技会に使用するルートの適性及び安全性の確認（以下「ルート確認」と略称する。）をすることができる者を競技ルートセッターとする。

4 競技ルートセッターは、その能力に応じA級、B級、C級の3種類とする（競技ルートセッターでない公認ルートセッターを「一般ルートセッター」という。）。

5 C級競技ルートセッターは、都道府県規模の競技会においてチーフ・ルートセッターとしてルート確認を行うことができる。

6 B級競技ルートセッターは、国民体育大会（以下「国体」という。）ブロック大会及びこれに準じた規模の大会においてチーフ・ルートセッターとしてルート確認を行うことができる。

7 A級競技ルートセッターは、全国大会規模の競技会及び国体本大会においてチーフ・ルートセッターとしてルート確認を行うことができる。

(義務)

第4条 競技ルートセッターは、資格有効期間内に本協会が開催する義務研修会に1回以上参加しなければならない。

(認定と昇級)

第5条 公認ルートセッター資格の認定は、ルートセッター認定会の筆記試験及び実技研修の結果に基づき、資格審査会が審査し、常務理事会の議を経て、本協会会長が行

- う。なお、資格審査会はガバナンス委員会の下に置く。
- 2 公認ルートセッター資格有する者が、競技ルートセッター資格を取得する場合は、資格審査会が審査し、常務理事会の議を経て、本協会会長が認定する。
 - 3 C級ルートセッターからB級ルートセッターへの昇級は、資格審査会が審査し、常務理事会の議を経て、本協会会長が認定する。
 - 4 B級ルートセッターからA級ルートセッターへの昇級は、資格審査会が審査し、常務理事会の議を経て、本協会会長が認定する。
 - 5 本条第1項乃至第5項の昇級及び認定の基準については、別途定める。
 - 6 昇級後の資格有効期間は、昇級前の資格有効期間の残期間とする。

(登録)

- 第6条 公認ルートセッターは、第5条により認定された者が、本協会に登録することによりその資格を得る。
- 2 登録の手続き及び登録料は、別に定める。

(登録更新)

- 第7条 公認ルートセッター資格の有効期間は、登録年度又は更新年度の終了時である3月末日までとし、有効期間内に登録を更新しなければ、ルートセッターの資格を失う。
- 2 更新を希望する公認ルートセッターが、第4条を満たせない場合、若しくは更新申請を怠った場合は、その資格を1年間保留とする。
 - 3 特別の事情により更新申請ができなかったと認められる場合は、更新を認めることがある。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、理事会で行う。

付 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成23年5月 6日 改定
- 3 平成25年5月11日 改定
- 4 平成28年11月13日 改定
- 5 平成30年3月3日 改定
- 6 平成31年3月2日 改定
- 7 令和5年2月10日 改定